

# 耐震改修工事減額適用申告書

和歌山市長様

年 月 日

申告者  
(納税義務者)

住 所

氏名 (名称)

電 話

次のとおり、耐震の改修工事をしましたので、固定資産税減額の申告をします。

所在地	和歌山市		
家屋番号		建築年月日	年 月 日
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨・軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他		
床面積	全体	m <sup>2</sup>	居住部分 m <sup>2</sup>
工事完了年月日	年 月 日		
工事費	①全体工事費		円
	②耐震改修工事費		円
減額期間	工事完了日の翌年度分 1年間		
添付書類	<input type="checkbox"/> 増改築等工事証明書(建築士等)又は住宅耐震改修証明書(地方公共団体) <input type="checkbox"/> 工事見積書(写) <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の写真 <input type="checkbox"/> 領収書(写), 補助金の入金わかる通帳(写), 補助金の口座振替通知書(写) <input type="checkbox"/> 補助金等決定通知書(写) <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定通知書(写)		

《 備 考 》

※ 耐震改修工事に伴う減額措置の確認項目及び添付書類については、裏面に記載しています。

## 住宅の耐震改修工事に伴う減額措置の確認項目

### 【1】 家屋の所在地 及び 建築年月日の確認

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅（共同住宅含む）

### 【2】 耐震改修工事に要した費用の確認

- 改修工事費が50万円以上

耐震改修に直接関係のない壁の貼替え等に要した費用は含まれません。

### 【3】 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること

- 増改築等工事証明書（建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明）
- 住宅耐震改修証明書（地方公共団体による証明）

### 【4】 申告期限の確認

- 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に必要な書類を添付して、資産税課へ申告書を提出する必要があります。

#### ＜添付書類＞

- ①  増改築等工事証明書（建築士等による証明）又は住宅耐震改修証明書（地方公共団体による証明）
- ②  見積書（写）（工事内容確認のため）
- ③  耐震改修工事の写真（施工前・施工中・施工完了後）
- ④  領収書（写）、または補助金の入金わかる通帳（写）、または補助金の口座振替通知書（写）
- ⑤  和歌山市住宅耐震改修事業（補助金等決定通知書（写））を添付する場合は、添付書類②、③は不要
- ⑥  長期優良住宅認定通知書（写）（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合）

#### ＜減額内容＞

- ① 減額期間 対象工事期間に耐震改修工事が完了した場合、工事完了日の翌年度分1年間減額します
- ② 対象工事期間 令和8年3月31日までに行われた工事
- ③ 1戸当り120㎡相当分の固定資産税を2分の1減額します。  
（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は1戸当たり120㎡相当分までを3分の2減額します。）  
（※都市計画税は減額の対象になりません。）
- ④ 改修工事に伴う増築等がある場合は、固定資産税・都市計画税が新たに課税されることがありますのでご注意ください。